

「学力に関する証明書」申請時の注意点

●【学力に関する証明書】とは

- ・教育職員免許状（以下「免許状」という。）を取得するにあたって必要となる単位数を、関係法規に定められる区分に読み替えた証明書のことです。
- ・免許状取得の証明書ではありません。
免許状を紛失された場合等は、都道府県教育委員会に「教育職員免許状授与証明書」をご申請下さい。

●【学力に関する証明書】は、

- ・入学時に所属学科で取得可能であった免許状（課程認定のある免許状）についてのみ発行可能です。別の学校種、科目の免許状をこれから新たに取得する場合でも、その学校種、科目で発行できない場合があります。
- ・必要な証明書を、事前に提出先に確認してください。
- ・原則として、本学書式・在学時の氏名にて発行します。

●在学中に修得された【科目名】【単位数】【成績】などを記載した証明書は【成績証明書】です。

●本学では、【基礎資格証明書】という証明書は発行しておりません。

基礎資格の証明をご希望の場合は【卒業証明書】をご申請下さい。

●【学力に関する証明書】の英文はありません。

1. 【学力に関する証明書】が必要な場合は主に以下の通りです。

状 態	場 合
現時点：免許状取得要件を満たしている	<u>教育委員会に免許状の申請を行う場合</u>
現時点：免許状取得要件を満たしていない	<u>教育委員会</u> で不足単位を確認する場合
	<u>他大学等</u> で不足単位を修得する場合

2. 教職員免許法改正に伴う本学の入学年度別の適用免許法は次の通りです。

適用免許法	入 学 年 度
新法（平成 28 年改正法）	平成 31（2019）年度入学～
旧法（平成 10 年改正法）	平成 12（2000）年度～平成 30（2018）年度入学
旧々法（昭和 63 年改正法）	平成 2（1990）年度～平成 11（1999）年度入学
旧々々法	～平成元（1989）年度入学

① 旧法以前の入学生で、

- ・ 在学中に修得できなかった不足単位をこれから修得する場合
- ・ 別の学校種、科目の免許状をこれから新たに取得する場合



(原則)

新法が適用されます

- ・ 新法に読み替えた【学力に関する証明書】を発行する必要があります。
発行願の免許法欄の「新法」にチェックを入れてください。

② 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（「日本国憲法」・「体育」・「情報機器の操作」・「外国語コミュニケーション」の 4 区分）のみを証明する【学力に関する証明書】は、在学していた学部学科の教育課程の有無や入学年度に関係なく、発行することができます。